

ご寄附に感謝

- 余市町社会福祉事業費の一部として
・市川 久志
(故 市川 久子殿 追善供養として)
一金 500,000円
- 余市町社会福祉事業費(老人福祉)の一部として
・学校法人 北海道キリスト教学園リタ幼稚園
園児・PTA
一金 15,000円
- 町内児童生徒のスポーツ振興のため
・細山 淳子
(故 細山 俊樹殿 追善供養として)
一金 200,000円
- 余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト
応援寄附金として
・株式会社 J E C C 取締役社長 桑田 始
一金 1,000,000円
(敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)



回覧文書の電子版への移行

これまで学校だよりや関係機関発行の広報誌などは区会内において、回覧(紙媒体)いただいていたことが、令和7年4月号より電子版に移行することとしました。

なお、電子版は広報誌と同様に町ホームページや公式LINEアカウントにより公開を予定していますので、ぜひご利用ください。

また、移行後も紙媒体を中央公民館および図書館にてご覧いただけるよう備え置きますので、そちらもご利用ください。

このたびの移行は、広報・回覧活動の負担軽減を目的とするものであり、区会における広報・回覧板の廃止を促すものではありません。

問合せ 政策推進課 広報統計係
☎21-2117

よいちの人口

令和7年1月31日現在

人口 16,941人 (-10)
男性 7,870人 (-5)
女性 9,071人 (-5)
世帯数 9,479世帯(±0)

※カッコ()内の数字は前月比

令和2年国勢調査(確定値)
人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

異動の内訳

転入 56人
転出 30人
出生 5人
死亡 36人
その他 5人

【税務課からのお知らせ】

催告書が届いていませんか？

町税等に未納がある方に対して、2月に催告書を送付しています。まだ完納されていない方は、指定期限までに必ず完納するようお願いします。

指定期限を過ぎても連絡や相談が無く、納付が確認できない場合は、財産等の調査や、差押を行う場合があります。

納税にお困りの方へ

町税は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。

納税にお困りの方は一人で悩まずに、税務課にご相談ください。



問合せ 税務課 納税係 ☎21-2116



軽自動車等の変更手続きを 忘れずに

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の名義変更や廃車をした場合は、4月1日までに変更にかかる手続きを済ませてください。4月2日以降に手続きをしても、旧所有者に年税額の全額が課税されますのでご注意ください。

次の場合は手続きが必要となります

- ・軽自動車等を廃車した場合
- ・車両置き場の市区町村が変わった場合
- ・所有者が変わった場合
- ・盗難にあった場合

軽自動車等の種別によって手続きの場所・問合せ先が次のとおりです。

種別	手続きの場所・問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	税務課住民税係 ☎21-2115
125ccを超える二輪車	札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目) ☎050-5540-2001
軽自動車 (660cc以下)	全国軽自動車協会連合会 札幌地区事務所 (札幌市北区新川5条20-1-20) ☎011-768-3955